

# お知らせ

## 【千曲市稲荷山重要伝統的建造物群保存地区に選定】

稲荷山重要伝統的建造物群保存地区内での現状変更行為許可について

平成26年12月10日、千曲市稲荷山の字、町屋敷を中心とする地域(別紙)が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

保存地区内では、下記の行為等、現状を変える行為を行なう場合には、「現状変更行為許可申請」が必要となります。

保存地区内での現状変更行為の計画立案、実施にあたっては、まず、教育委員会(歴史文化財センター)へご相談ください。

三

### 1 保存地区の名称

千曲市稲荷山重要伝統的建造物群保存地区

### 2 保存地区を定めた上地の区域

千曲市大字稲荷山字町屋敷、字大牧、字釜蓋、字王地、字中通及び上通の各一部(別紙)

### 3 現状変更行為許可申請を必要とする行為

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却  
(建築物等:建物・門・塀・井戸・石造物等)
- (2) 建築物等の外観を変更する行為
- (3) 宅地の造成その他土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 水面の埋め立て

問合せ先千曲市教育委員会歴史文化財センター

〒389-0897 長野県千曲市上山田温泉四丁目 15-1

TEL 026-214-2741 FAX 026-276-0796

E-mail:bunkazai@city.chikuma.lg.jp